

## 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

提案する構成資産が、石川・福井・岐阜の3県にまたがる広域に展開し、その規模・性質・立地条件、また地元住民、関係団体、関係機関等との係わりにおいても多様であることから、将来にわたり適切な保存・管理を図る基本方針と方法を定めることを目的として、以下のとおり、文化財保護法等に基づく包括的な保存管理計画の策定を計画的に進めることとする。

### (ア) 包括的保存管理計画検討委員会の設置

各県において、県および市・村の教育委員会、関係各部署、学識経験者、地元有識者等からなる包括的保存管理検討委員会を設置する。

当検討委員会は、所管する構成資産全体に対して、学術調査に基づく本質的価値の明確化、条例制定・施策の実施等による構成資産及び周辺環境の一体的かつ適切な保護・管理方法の具体化、保護・管理を確実にする組織体制及び運営体制等の基本方針を検討し、早期に策定することを目的とする。

また、この基本方針の検討、策定については、学術調査委員会、地元住民、関係団体、関係機関等との緊密な連携のもとで実施する。

### (イ) 3県合同の包括的管理計画検討委員会の設置

各県の包括的管理計画検討委員会を構成員とする3県合同の委員会を設置する。当委員会は、提案する文化資産全体についての包括的保存管理の基本方針及び方法等を検討し、早期に決定を行うものとする。

### (ウ) 学術調査委員会の設置

石川県において、歴史学・考古学・建築学・環境社会学等を専門とする学識経験者及び地元有識者等からなる学術調査委員会を設置した。当委員会は、提案する文化資産全体についての包括的な保存管理の基本方針及び方法等について指導・助言を行うものとする。

### (エ) 関係機関等との連携等

今後策定する包括的保存管理計画の基本方針と具体化を確実にし、円滑に進めるため、文化庁、地元住民、関係団体、関係機関等の間において、緊密な連携と調整を行う体制を早期に整備する。

また、所管する県及び市においては、包括的保存管理計画の策定および具体化及び運営を確実にする体制を早期に整備する。